

浪岡地区の住所表記について

1 浪岡自治区地域協議会からの質問

平成29年4月25日開催の平成29年度第1回浪岡自治区地域協議会において、委員から浪岡地区にある浪岡地区の住所表記について、以下の質問があった。

6年間延長した自治区が終了したときに、住所表記に「浪岡」を残すことはできないか。

2 現在の浪岡地区の住所表記

現在の浪岡地区の住所表記は、合併時に地域自治区制度を採用したことにより、旧町名である地域自治区名「浪岡」を大字の前に冠することとしている。

例：青森市浪岡大字〇〇字〇〇

なお、自治区の設置期間が終了すると、住所表記から地域自治区の名称である「浪岡」の部分が自動的に消滅する。

3 「浪岡地区住民アンケート調査」の結果

市では、自治区地域協議会や浪岡地区住民のご意見を最大限尊重しながら自治区の今後のあり方を検討し、最終的な判断をしたいと考え、その一環として平成25年11月に「浪岡地区住民アンケート調査」を実施した。

問10：仮に浪岡地区の住所表記を新たに設定する場合、あなたの希望する表記方法を1つ選び、○をつけてください。

No.	選択内容	人数	回答率
1	現在の住所表記のまま変えない	2,300人	36.5%
2	現在の住所の「浪岡」はそのまま、大字、小字をとる	1,541人	24.5%
3	現在の住所の「浪岡」をとり、大字、小字は残す	382人	6.1%
4	現在の住所の「浪岡」のほか、大字、小字をとり簡略化する	1,485人	23.6%
5	その他	230人	3.7%
6	無回答	360人	5.7%
	総数	6,298人	100.0%

「現在のまま変えない」が36.5%、「浪岡はそのまま、大字、小字をとる」が24.5%、これらを合わせた61.0%の方が「浪岡」の地名を残すという回答結果となった。

その後、平成26年第2回市議会定例会において、浪岡地域自治区の設置延長に関する条例案が議決され、浪岡自治区については平成32年度までの6年間延長することとなり、現在も住所表記は変わっていない。

4 住所表記に「浪岡」を残すための手続

自治区設置期間が終了する前に、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町字名の変更について議会の議決、県への届出等必要な手続を行うと、町字名として「浪岡」を残すことが可能となる。また、住民が希望する住所表記とすることも可能となる。

○地方自治法 【抜粋】

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

5 住所表記を変更した場合

仮に、住所表記を変更した場合、次に掲げる手続については、市役所や関係機関が職権で変更を行うもの、あるいは変更手続が必要ないものとなっているため、住民は原則として、手続が不要である。

**例：住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、自動車運転免許証
土地・建物の登記簿（土地・建物の所在、所有者・抵当権者等の住所） 等**

※ 職権で行うものは、「順次」処理される

※ 登記や自動車免許証は、記載事項の変更を希望する場合に手続をする必要がある

ただし、次に掲げる手続は、各関係機関への問合せが必要となる。

例：勤務先、お取引先金融機関、生命保険、カード会社、各種免許・許可 等

各関係機関等への住所変更手続が必要となる場合は、市が無料で発行する「住所変更証明書」をご利用いただくこととなる。

6 今後の対応

自治区設置期間終了後の浪岡地区の住所表記については、浪岡自治区地域協議会のご意見や「浪岡地区住民アンケート調査」の結果を踏まえながら、今後、関係部局と連携して検討して参る。

【補足資料】

■浪岡自治区地域協議会委員からの意見

- 「浪岡」を残せるということで安心した
- 浪岡町時代に全国一のりんごの生産国と言われていたので、「浪岡」がなくなって、「青森りんご」になるとマイナスになるのではないかと感じる
- 浪岡という名称をぜひ残してほしい

■資料①「浪岡地区の住所表記について」の訂正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号) (第 2 次一括法) の施行により、地方自治法第 260 条が一部改正され、平成 24 年 4 月 1 日から市が直接告示を行うこととなり、県への届出は不要となった。

【訂正前】

4 住所表記に「浪岡」を残すための手続

自治区設置期間が終了する前に、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、町字名の変更について議会の議決、県への届出等必要な手続を行うと、町字名として「浪岡」を残すことが可能となる。また、住民が希望する住所表記とすることも可能となる。



【訂正後】

4 住所表記に「浪岡」を残すための手続

自治区設置期間が終了する前に、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、町字名の変更について議会の議決_____等必要な手続を行うと、町字名として「浪岡」を残すことが可能となる。また、住民が希望する住所表記とすることも可能となる。

※下線部分は共通

■住所表記変更までの流れ

変更後の住所表記	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
1 現在の住所表記のまま 変えない場合 青森市浪岡大字〇〇字〇〇 (変更なし)	○ <u>自治区地域協議会での 話し合い</u>	○ <u>自治区地域協議会の意 見書提出</u> ○ <u>住民説明会の開催</u> ○ <u>青森市浪岡町内会連合 会への説明</u> ○ <u>住所表記(案)の決定</u>	○市議会へ「町の名称を定 めること」議案提出 ○告示 ○自治区終了	
2 現在の住所表記から 「浪岡」をとる場合 (自治区設置期間終了により、 「浪岡」が自動的に消滅) 青森市浪岡大字〇〇字〇〇 ↓ 青森市 大字〇〇字〇〇	○ <u>自治区地域協議会での 話し合い</u>	○ <u>自治区地域協議会の意 見書提出</u> ○ <u>住民説明会の開催</u> ○ <u>青森市浪岡町内会連合 会への説明</u> ○ <u>住所表記(案)の決定</u> ○市議会へ「システム改修 等に関する予算案」提出	○住民への周知 ○関係機関への通知 ○住所表記の変更に伴う 手続のお知らせ ○市議会へ「関係条例の整 理に関する条例案」提出 ○自治区終了	○新住所表記の実施 ○住所変更証明書の発行 ○住所表記の変更に伴う 手続開始
3 「浪岡」以外の 住所表記とする場合 【例】 青森市浪岡大字〇〇字〇〇 ↓ 青森市浪岡町大字〇〇字〇〇	○ <u>自治区地域協議会での 話し合い</u>	○ <u>自治区地域協議会の意 見書提出</u> ○ <u>住民説明会の開催</u> ○ <u>青森市浪岡町内会連合 会への説明</u> ○ <u>住所表記(案)の決定</u> ○市議会へ「システム改修 等に関する予算案」提出 ○市議会へ「町の名称を定 めること」議案提出 ○告示	○住民への周知 ○関係機関への通知 ○住所表記の変更に伴う 手続のお知らせ ○市議会へ「関係条例の整 理に関する条例案」提出 ○自治区終了	○新住所表記の実施 ○住所変更証明書の発行 ○住所表記の変更に伴う 手続開始